

広島県公営企業管理規程第六号

広島県水道用水供給水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県水道用水供給水道供給規程の一部を改正する規程

広島県水道用水供給水道供給規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島県水道用水供給水道条例施行規程

第一条を次のように改める。

第一条 この規程は、広島県水道用水供給水道条例（昭和四十九年条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条を次のように改める。

（用語）

第二条 この規程で用いる用語は、条例の例による。

第二条の二を削る。

第三条第一項中「、翌年度の年間の使用予定水量及び一日当たりの最大使用予定水量を定めて」を削り、同条第二項中「、水道事業者の当該年度の年間の使用水量、一日当たりの最大使用水量その他」を「、同項に掲げるもののほか給水に」に改める。

第四条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第三条の規定により管理者が定めた年間の使用水量及び一日当たりの最大使用水量（以下「承認使用水量」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第五条を次のように改める。

（利用廃止届）

第五条 条例第四条第一項の規定による水道用水供給水道の利用の廃止の届出は、別記様式

第五号による水道用水供給水道利用廃止届によるものとする。

第六条を削る。

第七条の見出しを「（工事の施工申請及び承認）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第六条に掲げる給水施設の工事」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（給水停止等の通知）

第七条 条例第八条第二項の規定による給水の停止、又は制限の通知は、別記様式第八号による水道用水供給水道給水停止（制限）通知書によるものとする。

第八条から第十一条までを削る。

第十二条の見出しを「（実使用水量の通知）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「、前項」を「、条例第十条」に改め、同項を同条とし、同条を第八条とし、第十三条を

第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(一日当たりの水量等)

第十条 条例第十二条第一項の表備考に規定する管理者が別に定める一日当たりの水量(以下「一日当たりの基本水量」という。)は、別表のとおりとする。

第十四条中「、条例第五条」を「、条例第十三条」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条に次のただし書を加える。

ただし、条例第十四条第一項の規定により水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせる場合における管理者に提出する書類は、指定管理者を経由して提出しなければならない。

第十五条を第十六条とし、第十一条の次に次の四条を加える。

(指定管理者による管理を行わせる場合の規程の適用)

第十二条 条例第十四条第一項の規定により水道用水供給水道の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第八条中「管理者」とあるのは、「指定管理者」とする。

(水道施設の増設及び改造の工事)

第十三条 条例第十五条に規定する管理者が定める水道施設の増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 一日最大給水量、水源の種類、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

二 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第十四条 条例第十六条第一号に規定する管理者が定める課程又は学科目は、次に掲げるとおりとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科若しくはこれに相当する課程における衛生工学若しくは水道工学に関する学科目又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の土木工学科若しくはこれに相当する課程

二 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程における衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目

三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校における土木科又はこれに相当する課程

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校における土木科又はこれに相当する課程

2 条例第十六条第一号に規定する管理者が定める年数は、前項第一号に掲げる課程又は学科目を修めて卒業した者にあつては三年以上、同項第二号に掲げる課程又は学科目を修めて卒業した者にあつては三年以上、同項第三号に掲げる課程を修めて卒業した者にあつては五年以上、同項第四号に掲げる課程を修めて卒業した者にあつては七年以上とする

る。

- 3 条例第十六条第二号に規定する管理者が認める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 第一項第一号又は第二号に掲げる課程又は学科目を修めて卒業した者であつて、学校教育法による大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した者又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した者
 - 二 外国の学校において、第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は同項第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者
 - 4 条例第十六条第二号に規定する管理者が定める年数は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前項第一号に掲げる課程又は学科目を修めて卒業した者のうち、第一項第一号に掲げる課程又は学科目を修めて卒業した者にあつては一年以上、同項第二号に掲げる課程又は学科目を修めて卒業した者にあつては二年以上
 - 二 前項第二号に掲げる者にあつては、同等以上に修得した第一項各号に掲げる課程又は学科目に応じて第二項に規定する年数以上
 - 5 条例第十六条第三号に規定する管理者が認める者は、十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とする。

(水道技術管理者の資格)
- 第十五条 条例第十七条第二号に規定する管理者が定める課程又は学科目は、前条第一項第一号、第三号又は第四号に規定する学校における土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目とする。
- 2 条例第十七条第二号に規定する管理者が定める年数は、前条第一項第一号に規定する学校を卒業した者にあつては四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者にあつては六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者にあつては八年以上とする。
 - 3 条例第十七条第三号に規定する管理者が認める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 前条第一項第一号、第三号又は第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者
 - 二 外国の学校において、第一項又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ第一項又は前号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者
 - 4 条例第十七条第三号に規定する管理者が定める年数は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 前項第一号に掲げる者のうち、前条第一項第一号に規定する学校を卒業した者にあつては五年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者にあつては七年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者にあつては九年以上
 - 二 前項第二号に掲げる者にあつては、同等以上に修得した第一項又は前項第一号に規定する学科目に応じて第一項又は前項第一号の学校の卒業者ごとに規定する年数以上

5 条例第十七条第四号に規定する管理者が認める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - 二 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 別表中「(第二条の二関係)」を「(第十条関係)」に改める。

別記様式第一号中「広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例」や「広島県水道用水供給水道条例」を改める。

別記様式第三号中「広島県水道用水供給水道供給規程第4条第2項」や「広島県水道用水供給水道条例第3条」を改める。

別記様式第五号中「広島県水道用水供給水道供給規程第5条第1項」や「広島県水道用水供給水道条例第4条第1項」を改める。

別記様式第六号中「(第7条関係)」や「(第6条関係)」を「広島県水道用水供給水道供給規程第7条第2項」や「広島県水道用水供給水道条例第6条」を改める。

別記様式第七号から別記様式第十一号まじりを次のように改める。

様式第7号 (第6条関係)

水道用水供給水道給水施設工事施行承認書	
第 号	
平成 年 月 日	
様	
広島県公営企業管理者 印	
平成 年 月 日付けで申請のあつた給水施設の工事の施行については、次のとおり承認します。	
浄水・沈でん水の区分	
工事の種類別	
工事の場所	
工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
条件	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

水道用水供給水道給水停止(制限)通知書	
平成 年 月 日	
様	
広島県公営企業管理者 水道用水供給水道指定管理者	
印 印	
次のとおり給水を停止(制限)するので通知します。	
浄水・沈でん水の区分	
日 時	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 間
区 域	
原 因	
制 限 給 水 量	立方メートル/時

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4とする。

様式第11号 (第8条関係)

水道用水供給水道実使用水量通知書	
平成 年 月 日	
様	
広島県公営企業管理者 水道用水供給水道指定管理者	
印 印	
平成 年 月分の水道用水の実使用水量は、次のとおりです。	
浄水・沈でん水の区分	
実 使 用 水 量	立方メートル
うち超過水量	立方メートル

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十二号中「(第14条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。